

目次

2023年5月 Check test No.15（7）を修正しました。

Introduction：はじめに

No.1：目的

No.2：定義

No.3-1：登録制度

No.3-2：登録の有効期間、更新登録、登録事項の変更、変更登録

No.4：営業保証金

No.5：旅行業務取扱管理者

No.6：料金の揭示

No.7：旅行業約款

No.8：取引条件の説明

No.9：書面の交付

No.10：外務員

No.11：広告に関する規定

No.12：標識の揭示

No.13：企画旅行の円滑な実施の措置（旅程管理措置）

No.14：受託契約（企画旅行を実施する旅行者の代理）

No.15：旅行者代理業者

No.16：旅行サービス手配業者

No.17：禁止行為

本資料に掲載

No.18-1：旅行業協会

No.18-2： // （弁済業務保証金制度）

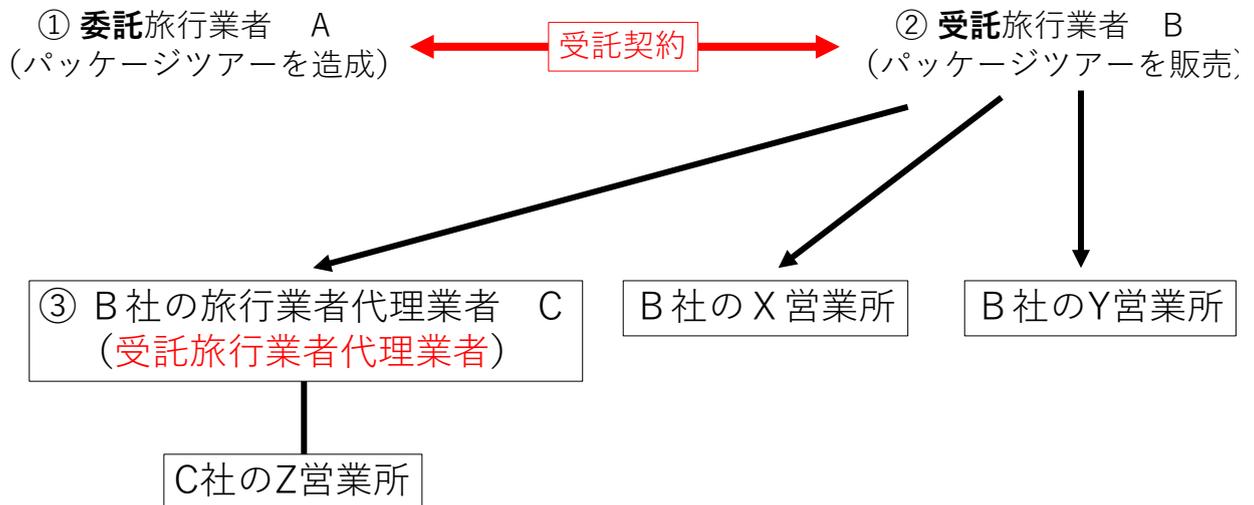
No.19：業務改善命令、業務停止、登録の取消

No.20：罰則

No. 14 : 受託契約 (企画旅行を実施する旅行業者の代理)

旅行業者が企画して実施する企画旅行（募集型）は、自社の営業所を通じて販売しますが、それだけでなく他の旅行会社に委託して販売してもらうこともできます。こうすればより多くの参加者が見込めます。受託契約とはこれを可能にする契約です。

1. 受託契約の概略（各業者の関係）



① 委託旅行業者：募集型企画旅行を企画・実施する旅行業者。

これを専門に行う業者をホールセラーということがあります。

② 受託旅行業者：代理して販売する業者。

商品を販売する業者をリテラーということがあります。

③ 受託旅行業者代理業者：受託旅行業者（B）の代理業者

2. 契約に関する規則

① 契約はA社とB社で締結します。これにより、B社はA社の商品を代理して販売できます。

② B社は**旅行業者代理業者の登録は不要**です。すでに旅行業の登録がある。

③ AB間の受託契約で受託旅行業者代理業者としてC社を定めることができます。これにより、C社はA社の商品を代理して販売できます。C社は直接A社と契約することはできません。

④ ただし、受託契約で代理販売できるB社とC社の具体的な**営業所**（受託営業所といいます）を定めなければなりません。

3. その他

① 委託旅行業者と受託旅行業者には**種別による制限はありません**。よって地域限定旅行業者の商品を第1種旅行業者が代理販売することも可能です。

② 受託営業所には委託旅行業者の**約款**を掲示または備え置かなければなりません。

③ 受託営業所の**標識**の「受託取扱企画旅行」の欄には委託旅行業者の名称を記載します。

No.15：旅行業者代理業者

旅行業者代理業者は、特定の旅行業者を所属旅行業者として、その代理業務を行う事業者です。そのため、旅行契約の当事者は旅行業者と旅行者で旅行業者代理業者ではありません。旅行業者代理業者は旅行業者の代理人という位置づけです。

1. 旅行業者代理業者の法律上の規定

- ① 旅行業者代理業者は所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱ってはなりません。（受託旅行業者代理業者の場合を除きます。）
- ② 旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称及び旅行業者代理業者である旨を**取引の相手方に明示**しなければなりません。
- ③ その行う営業が旅行業であると**誤認**させ、又は所属旅行業者を**誤認**させるような表示、広告その他の行為してはなりません。これに反した場合、**登録行政庁**は旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを**命ずる**ことができます。

2. 旅行業者代理業者の責任

- ① 旅行業者代理業者が旅行者に損害を与えた場合、**所属旅行業者が**、旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた損害を**賠償する責めに任じます**。
原則として旅行業者の責任です。
- ② ただし、所属旅行業者がその旅行業者代理業者への委託につき**相当の注意**をし、**かつ**、その旅行業者代理業者の行う旅行業務につき旅行者に加えた**損害の発生の防止に努めた**ときは、この限りではありません。
旅行業者の無過失責任ではないということです。

3. 登録の失効

旅行業者代理業者は、一度登録すると有効期間の定めがなく、無期限に業務ができます。しかし次の2つの場合に該当すると登録は失効します。

- 1 旅行業者代理業者が所属旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失ったとき。
- 2 所属旅行業者が旅行業の登録を抹消されたとき。

3. その他の規定

① 登録	<ul style="list-style-type: none"> ・登録は必要であるが、有効期間の定めはない。 よって更新登録は不要。 ・登録に際して財産的基礎（基準資産額）は定められていない。 ・所属旅行業者が2社以上のとき登録は拒否される。
② 制限される業務	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行に関する相談に係る業務はできない。
③ 営業保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・営業保証金の供託義務はない。
④ 旅行業務取扱管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・自社で選任する。旅行業務取扱管理者証も自社で発行する。
⑤ 旅行業務取扱料金	<ul style="list-style-type: none"> ・所属旅行業者のものを掲示する。
⑥ 旅行業約款	<ul style="list-style-type: none"> ・所属旅行業者のものを掲示または備え置く。
⑦ 標識（登録票）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式は旅行業者とは別のものであり、これを掲示する。

(注) 一般に旅行業者全般を指して「旅行代理店」といいますが、これは日常用語であり、旅行業法の用語ではありません。また旅行業者代理業者とも関係がありません。

[Check Test No. 14]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 受託契約において、委託旅行業者とは、募集型企画旅行を造成し販売を他の旅行業者に委託する業者をいう。()
- (2) 受託契約において、受託旅行業者とは、他社の募集型企画旅行を代理して販売する業者をいう。()
- (3) 受託旅行業者代理業者とは、委託旅行業者を所属旅行業者とする、旅行業者代理業者である。()
- (4) 第1種旅行業者を委託旅行業者、第3種旅行業者を受託旅行業者として、受託契約を締結することができる。()
- (5) 第3種旅行業者を委託旅行業者、第1種旅行業者を受託旅行業者として、受託契約を締結することができない。()
- (6) 受託契約は、旅行業者と旅行業者代理業者との間でも締結することができる。()
- (7) 受託契約では、受託旅行業者や受託旅行業者代理業者の営業所を定めなければならない。()
- (8) 受託旅行業者は委託旅行業者の旅行業約款を掲示または備え置かなければならない。()

[Check Test No. 15]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の承諾を得れば、所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱うことができる。()
- (2) 旅行業者代理業者は、旅行業務に関し取引をするときは、取引の相手に所属旅行業者の氏名等や自らが旅行業者代理業者である旨を明示しなければならない。()
- (3) 旅行業者代理業者は、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。()
- (4) 旅行業者代理業者が旅行者に損害を与えた場合、原則として所属旅行業者が損害を賠償する責任がある。()
- (5) 上記(4)の場合であっても、所属旅行業者が旅行業者代理業者への委託につき相当の注意をしたときに限り、責任を免れる。()
- (6) 旅行業者代理業者は、所属旅行業者が旅行業の登録を抹消されても、自身の登録は有効なので他の旅行業者を所属旅行業者として営業を継続することができる。()
- (7) 旅行業者代理業者は登録に際して財産的基礎と営業保証金について法的制限は規定されていない。()

No. 16：旅行サービス手配業者

旅行業者が各種の旅行を実施する際に、自ら手配するだけでなく他の業者に依頼することがあります。この業者を手配代行者（ランドオペレーター）といい、旅行業者自身も他の旅行業者の代行業務を行っていました。

しかし近年、旅行業者が手配を代行者に丸投げするなどして、訪日観光客の国内旅行の品質が低下していることから、2018年の旅行業法の改正により、国内の一定の手配をする場合は、旅行サービス手配業として登録が必要になりました。

1. 旅行サービス手配業の登録が必要な手配業務、不要な手配業務

旅行サービス手配業に該当する手配業務	旅行サービス手配業に該当しない手配
○ 国内での運送、宿泊のサービス	○ 外国での運送、宿泊のサービス及び運送、宿泊以外のサービス
○ 全国通訳案内士及地域通訳案内士以外の者（無資格者）による有償のガイド	○ 国内での運送、宿泊以外のサービス
○ 免税店等の物品販売	○ 全国通訳案内士及地域通訳案内士によるガイド
	○ 無資格者（ボランティアなど）による無償のガイド

国内旅行の品質向上を目指した制度です。

2. 登録について

- ① 登録行政庁は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事です。旅行業者は改めての登録は不要です。
- ② 登録の有効期間及び財産的基礎（基準資産額）の定めはありません。
- ③ 登録の拒否事由は、旅行業等の拒否事由1.～8.（No.2 p. 3）と、「営業所ごとに旅行サービス手配業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者」の2つがあります。

3. 旅行サービス手配業務取扱管理者の選任

a. 旅行サービス手配業者の選任義務

- ① 旅行サービス手配業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して、営業所における旅行サービス手配業務に関し、一定の事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければなりません。旅行業務取扱管理者制度と同じ趣旨です。
- ② 旅行サービス手配業者は、その営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが欠格事項該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務に関する契約を締結することはできません。これも旅行業務取扱管理者と同じです。
- ③ 旅行サービス手配業務を取り扱う者が1人である営業所についても必ず選任しなければならず、1人の管理者が複数の営業所を兼任することはできません。この点は、旅行業務取扱管理者と異なり兼任禁止に例外はありません。
- ④ 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、5年ごとに、「旅行サービス手配業務に関する法令、旅程管理その他」の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、登録研修機関が実施する研修を受けさせなければなりません。守らないときは登録行政庁が勧告をします。
- ⑤ 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について「苦情の解決に関する講習を受講させることその他」の必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。

b. 選任される旅行サービス手配業務取扱管理者の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- ・登録の拒否事由は、旅行業等の拒否事由1. ～8. (No.2 p. 3) に該当しないこと。
- ・登録研修機関が実施する旅行サービス手配業務に関する**研修の課程を修了**すること。

また、以下の営業所では**旅行業務取扱管理者試験の合格者**も選任することができます。

国内業務のみ取り扱う営業所	海外業務を取り扱う営業所
国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者 総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者	総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者

4. 旅行サービス手配業務取扱管理者の職務

以下の事項についての管理及び監督に関する事務です。

- 1 法の規定による**書面の交付**に関する事項
- 2 旅行サービス手配業務に関する苦情の処理に関する事項
- 3 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行サービス手配業務に関し取引をする者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
- 4 上記のほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

5. 書面の交付

旅行サービス手配業者も旅行者と同様に取引相手（旅行者やサービス提供機関）に書面を交付します。書面に記載する内容は以下の通りです。

- 1 旅行サービス手配業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号
- 2 契約を締結する旅行サービス手配業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号
- 3 **旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容**
- 4 旅行サービス手配業者が取引をする者に支払う対価又は取扱いの料金に関する事項
- 5 契約に係る旅行サービス手配業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
- 6 契約に係る旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名
- 7 契約締結の年月日

旅行者が取引をするものに交付する書面と同様です。(No.5 p. 6参照)

この場合も、旅行業務に関し取引をする者の**承諾を得て**、電子情報処理組織を使用する方法その他の**情報通信の技術を利用する方法**により講ずることができます。



6. 旅行サービス手配業務等の委託

旅行者、旅行サービス手配業者は旅行サービス手配業務を**他の旅行サービス手配業者又は旅行者に委託**することができます。



No. 17：禁止行為

多くの業種と同様に、旅行業者、旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者にもそれぞれ行ってはならない行為が定められています。**業者自身**が禁止されている行為と、**従業員**も含めて禁止されている行為があります。これらを整理しましょう。

1. 旅行業者等が禁止される行為

- ① 掲示した料金を超えて料金を収受する行為 **旅行者の同意があっても禁止です。ここ重要。**
- ② 旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、**故意に事実を告げず**、又は**不実のことを告げる行為** 「重要な変更を伝えない、ホテルのランクを偽る」などの行為です。
- ③ 旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を**不当に遅延**する行為をしてはならない。 **履行の遅延のすべてが禁止されているわけではありません。**

2. 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者が禁止される行為

- ① 旅行者に対し、旅行地において施行されている**法令に違反する行為**を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること。
- ② 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に**違反するサービスの提供**を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。
- ③ 上記①②のあつせん又は便宜の供与を行う旨の**広告**をし、又はこれに類する広告をすること。
- ④ 上記①～③に掲げるもののほか、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させるものとして**国土交通省令**で定める次の行為

- i 運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、**輸送の安全の確保を不当に阻害する行為**
- ii 旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを**強要**する行為
- iii 宿泊のサービスを提供する者と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法第3条第1項の民泊事業の届出をした者であるかどうかの**確認を怠る行為**

3. 旅行サービス手配業者やその従業員等が禁止される行為

旅行業者等と同様に、業務や取引相手に対して上記のうち、1. ②と③ 及び2. ④ i ii iii が禁止されています。

4. 名義利用等の禁止

旅行業者、旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者は、その**名義を他人に**旅行業・旅行業者代理業・旅行サービス手配業のために**利用させてはなりません**。登録制度への信用を損なうからです。

[Check Test No. 16]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 日本の旅行者に依頼され、イギリスのホテルや貸切バスを手配する業務は旅行サービス手配業の登録が必要である。()
- (2) 訪日外国人のための国内ツアーに、地域通訳案内士を手配する業務は旅行サービス手配業の登録が必要である。()
- (3) 旅行サービス手配業者の登録行政庁は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事である。()
- (4) 旅行サービス手配業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年である。()
- (5) 旅行サービス手配業者は、営業所に1人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなければならない。()
- (6) 旅行サービス手配業務取扱管理者は、一定の要件を満たせば、複数の営業所を兼任することができる。()
- (7) 旅行業務取扱管理者試験（国内・総合）に合格した者も、一定の拒否事由に該当していなければ、旅行サービス手配業務取扱管理者として選任できる。()
- (8) 旅行サービス手配業者も、旅行者と同様に取引をした相手に、必要な事項を記載した書面を交付しなければならない。()
- (9) 前記(8)の必要な事項には、「旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容」が含まれている。()
- (10) 旅行サービス手配業者は、旅行者から依頼された手配を、他の旅行者手配業者に委託することができる。()

[Check Test No. 17]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業者は、旅行者の同意があれば、掲示した料金を超えて料金を收受することができる。()
- (2) 旅行業者は、旅行業務に関して取引する者に対し、重要な事項について故意に事実を告げず又は不実のことも告げてはならない。()
- (3) 旅行業者は、旅行業務に関して取引した者に対し、いかなる場合でも取引によって生じた債務の履行を遅延してはならない。()
- (4) 旅行業者は、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんしてはならない。()
- (5) 旅行業者は、前記(4)の行為を実際には行わなければ、広告することは許されている。()
- (6) 旅行業者は旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けることを強要してはならない。()
- (7) 旅行サービス手配業者は、登録した自己の名義を、他人の旅行サービス手配業のために利用させてはならない。()

Check Test 解答・解説

No. 14

- (1) ○：その通りです。パッケージツアーを企画・実施し、販売を他の業者に委託します。
- (2) ○：その通りです。他の旅行業者のパッケージツアーを代理して販売(旅行者と契約を締結)し、手数料を得ます。
- (3) ×：受託旅行業者の代理業者です。受託旅行業者と同じく、委託旅行業者のパッケージツアーを販売します。
- (4) ○：委託旅行業者と受託旅行業者の組み合わせに制限はありません。
- (5) ×：パッケージツアーを企画・実施していれば委託旅行業者になることができます。また(4)の解説の通りです。
- (6) ×：受託契約は旅行業者間で締結できます。旅行業者代理業者は契約の当事者にはなれません。
- (7) ○：受託契約の内容の一つです。
- (8) ○：その通りです。旅行者は委託旅行業者と契約をしますので、委託旅行業者の旅行業約款に基づいて契約をします。

No. 15

- (1) ×：旅行業者代理業者は、所属旅行業者以外の旅行業務を取り扱うことはできません。(受託旅行業者代理業者の場合を除く。)
- (2) ○：その通りです。
- (3) ○：その通りです。違反したときは、登録行政庁からは是正する措置を取るよう命じられます。
- (4) ○：その通りです。例外は(5)を参照してください。
- (5) ×：「相当の注意をし」かつ「その旅行業者代理業者の行う旅行業務につき旅行者に加えた損害の発生の防止に努めたとき」の両方が必要です。相当の注意をただけでは足りません。
- (6) ×：旅行業者代理業者は、所属旅行業者が登録を抹消されたときは、代理業者自身の登録は失効しますので、業務を継続できません。
- (7) ○：その通りです。現実的には一定の資産がなければ旅行業者代理業者を開業できませんが、旅行業法ではこの点について要件を設けておりません。

No. 16

- (1) ×：外国での運送、宿泊サービスの手配をする行為は旅行サービス手配業の業務にあらず、登録は不要です。
- (2) ×：通訳案内士の資格を持つガイドの手配は旅行サービス手配業の業務にあらず、登録は不要です。
- (3) ○：その通りです。第2種～地域限定旅行業と同様です。
- (4) ×：旅行サービス手配業者は、登録が必要ですが、登録したときは有効期間の定めはありません。(旅行業者代理業者と同様です。)
- (5) ○：その通りです。
- (6) ×：旅行サービス手配業務取扱管理者は、営業所を兼任することはできません。この点は例外がありません。(旅行業務取扱管理者とこの点で異なります。)
- (7) ○：その通りです。
- (8) ○：その通りです。旅行業務取扱管理者制度をモデルにしています。
- (9) ○：その通りです。中心的な業務です。覚えましょう。
- (10) ○：その通りです。再委託ができます。

- (1) ×：旅行業者は旅行者の同意があっても、掲示した料金を超えて料金を収受することはできません。
- (2) ○：その通りです。
- (3) ×：条文は「**不当に**遅延してはならない。」と規定されています。よって、正当な理由があれば遅延も許されることになります。
- (4) ○：その通りです。
- (5) ×：実際に行くか否かにかかわらず、**広告自体が禁止**されています。
- (6) ○：その通りです。当然の内容ですね。
- (7) ○：その通りです。登録制度が信用されなくなってしまうます。